



## 《会計・税務の知識》 繰延税金資産って？

昨年12月2日の改正税法の公布に伴い、繰延税金資産の取崩しによる業績圧迫がクローズアップされています。税率軽減分だけ繰延税金資産の価値が目減りし利益が減少してしまう、というお話です。もっとも、ピンとこない方も多いと思います。減税なのに利益が減るのは妙だと感じる方もいるでしょう。そこで本稿では、そもそも繰延税金資産とは何なのかという点に触れるとともに、なぜ税制改正により取崩す必要があるのかについてご説明します。内容を平易にするため数値等を簡略化していますので、ご了承ください。

### 1. 利益と所得

もうけを表すこの二つの似た言葉ですが、利益は会計上、所得は税務上の概念です。そして、決算書には所得ではなく利益を記載しますが、決算書にでてくる税金の金額は、利益ではなく所得に基づき計算します。

- 決算書に記載するのは利益
- 決算書に記載する税額は、所得×税率で計算

利益と所得の差異が生じる理由としては、例えば、退職給付引当金や土地の減損損失といったものが挙げられます。これらは、会計基準の要請によって決算書に計上されているのであって、現行税法では認められていません。結果、その分だけ利益が所得よりも小さくなります。ただし、これはタイミングの問題もあります。退職金を実際に支払った時や減損会計を適用済みの土地を売却した時には、税務上も同額を損金として認識します。このように会計基準と税法の差異は、長い目で見れば解消されるものも多いです。

### 2. 繰延税金資産の役割

さて、ここからが本題です。こんな決算書をご欄になったとき、皆さんはどう思われるのでしょうか？

【P L】	X1期	X2期
税引前利益	10	10
法人税等	14	0
当期純利益	△4	10

一見、X1期が赤字で不調のように映ります。しかし、もしX1期に退職給付引当金を25追加計上していて、X2期にそれを支払っていたとすればどうでしょう？この場合、法人税等は以下のように計算されています。

#### 【X1期】

$$10(\text{利益}) + 25(\text{会計と税法の差異}) = 35(\text{所得})$$

$$\text{法人税等} = 35(\text{所得}) \times 40\%(\text{実効税率}) = 14$$

上記の差異25は、前述のとおり、実際に退職金を支払ったX2期に法人税等の計算に反映されます。

#### 【X2期】

$$10(\text{利益}) - 25(\text{会計と税法の差異}) = \Delta 15(\text{所得})$$

$$\text{法人税等} = 0(\text{所得がマイナスの為})$$

X1期とX2期をセットで見れば、別に不調ではなかったことが分かります。しかし、X1期の決算書だけを見て、

それを瞬時に読み取るのは困難と思われます。

このように、税引前利益と法人税等に期間的な対応関係がないと、決算書を読んだ人に誤解を与えかねません。そこで会計上、損益計算書に10の調整を加えるとともに、貸借対照表に繰延税金資産10を計上します。

【P L】			
税引前利益	10	←	
法人税等	14		40%
法人税等調整額	10*		で対応
差引	4	←	
当期純利益	6		

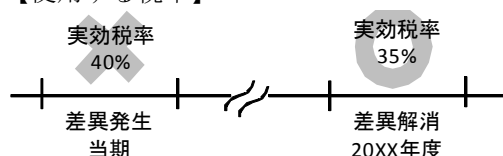
【B S】	
繰延税金資産	10*
	*25×40%=10

つまり、繰延税金資産はその金額だけ将来の税額が利益に対し少なくて済むよ、というサインなのです。

### 3. 税制改正の影響

留意すべきは、繰延税金資産を計算する際に用いる税率は、将来の税率だということです。税額が少なくて済むのは、会計と税法の差異が解消される将来時点の話なので、どれだけ税額が少なくて済むかも、その解消時点の税率に依存するからです。

#### 【使用する税率】



もっとも、将来の税率の推移は現時点で分からないため、予想される税率(多くの場合、現在の税率)を用います。つまり、繰延税金資産の金額はあくまでも暫定値に過ぎない訳です。そのため、今般の改正のように税率が軽減されると、正しい暫定値も変化するため、取崩しが必要になります。

$$\text{改正前の繰延税金資産} : 25 \times 40\% = 10 \quad \text{取崩し}$$

$$\text{改正後の繰延税金資産} : 25 \times 35\% = 8.75 \quad \leftarrow 1.25$$

仮に今後、再び税率の改正があれば、当然ながら再度繰延税金資産の金額を修正しなければなりません。

なお、例えば下記の会社では、既に繰延税金資産の取崩しによる業績予測の下方修正を公表しています。

会社名	修正額(連結)
ユニ・チャーム株式会社	126億円
鹿島建設株式会社	80億円
大成建設株式会社	70億円

### 4. 結び

繰延税金資産の取崩しによる当期純利益の減少は、あくまで過去に算出した予測値の修正に過ぎません。税率が軽減されれば納税が減少し、資金が会社に留保されますので、継続企業を前提とした場合の企業価値はむしろ増加するはずですが、繰延税金資産の取崩しという言葉だけに惑わされてはいけません。(担当:工藤)